

各 地 方 総 監 殿
海上自衛隊幹部候補生学校長

海 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

元自衛官の再任用について(通達)

標記について、下記のとおり定める。

なお、海幕人第5186号(4.10.23)は、廃止する。

記

1 趣 旨

この通達は、中途退職した元自衛官の再任用について必要な事項を定めるものであり、元自衛官の再任用に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第59号)及び元自衛官の再任用の実施要領について(通知)(次発人1第17号。37.2.8)(以下「次官通知」という。)に定めるもののほか、この通達による。

2 募 集

- (1) 次官通知第8第2項に規定する海上幕僚長が陸上幕僚長と協議して指定した部隊等は、各地方総監部とする。
- (2) 海上幕僚長は、募集要項を作成し、必要な事項について、陸上幕僚長及び自衛隊地方協力本部長(以下「地方協力本部長」という。)に通報するものとする。
- (3) 地方協力本部長が受理した志願者からの提出書類等の送付先は、幹部自衛官については海上幕僚長、海士長から准海尉(以下「准曹士」という。)については該当する地方総監とする。

3 再任用階級及び応募資格

(1) 再任用階級及び応募資格

再任用階級及び応募資格は別表のとおり。ただし、自衛官であった時の人事評価の結果等により退職時の階級又はそれより下位の階級の自衛官に再任用することができる。予備自衛官を再任用する場合は、自衛官であった時の階級又

はそれより下位の階級の自衛官に再任用することができる。

(2) 退職時の階級

退職時に自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第30条の規定により特別昇任した場合は、退職の日の前日に属していた階級とする。

4 採用

(1) 採用基準

次に掲げる条件の全てを満たす者

ア 退職前の人事評価等が良好であること。

イ 口述試験で海上自衛官として適格と認められること。

ウ 身体検査に合格すること。

エ 元海上自衛官で特技の変更を希望する者、元陸上自衛官及び元航空自衛官は、海上自衛隊の心理適性検査に関する達(昭和53年海上自衛隊達第30号((以下「心適達」という。))における職務検査の判定が「不適」ではないこと。

(2) 採用試験

ア 実施期日

別に示す。

イ 実施項目等

(ア) 書類審査

自衛官であった時の人事評価等による。

(イ) 口述試験

新隊員採用時の口述試験に準ずる。

(ウ) 身体検査

志願者総員に対して、海上自衛官採用時身体検査の実施要領について

(通達)(海幕衛第777号。57.3.4)により実施するほか、採用時の職種により必要とされる検査を実施する。

(エ) 適性検査

元海上自衛官で特技の変更を希望する者、元陸上自衛官及び元航空自衛官は、心適達における職務検査に準じて実施する。なお、元陸上自衛官及び元航空自衛官(幹部自衛官を除く。)の検査結果については、心適達別記様式第1を使用して練習員等検査記録を作成し、保存する。

(3) 採用期日

別に示す。

(4) 採用後の職域特技

ア 原則として、志願者が退職時に付与されていた職域特技とし、次の要件に合致する場合、特技を変更することができる。

(ア) 志願者が募集要項で示されている資格を保有し、その関連する特技を希望

(イ) 職務検査により志願者が希望する特技の適性が「不適」ではないこと

イ 元陸上自衛官又は元航空自衛官の特技

陸上自衛隊又は航空自衛隊退職時の特技を元に海上自衛隊の特技の中で共通する特技を新たに付与する。

5 教 育

再任用者に対する教育を次のとおりとする。

(1) 素養教育

任免権者は、離職期間中の素養にかかる補完教育を実施するため、採用後に幹部については幹部候補生学校に、准曹士については任免権者が指定する教育隊に補職し、所要の素養教育を受けさせるものとする。また、同教育終了後に任免権者の定める部隊等に補職する。

なお、教育実施の細部については別に示す。

(2) 術科教育

再任用者の術科技能は、在職中及び離職後の個々の経歴により、大きく異なることから、再任用者に対する術科教育については、次のとおりとする。

ア 既修の術科教育

前在職中に既修の術科教育については、再履修(一部又は全部)の要否について、補職された部隊等の長による評価を経て決定するものとする。

なお、教育実施の細部については別に示す。

イ 未修の術科教育

未修の術科教育については、他の自衛官と同様に、任免権者所定により所要の教育を受けさせるものとする。

6 人事管理

(1) 曹任命年月日の指定

准海尉、海曹長、1等海曹、2等海曹又は3等海曹に再任用された者の昇任管理の基準となる曹任命年月日を、離職前の曹任命年月日から離職期間を経過させた年月日とする。

(2) 階級任命年月日の指定

再任用階級の任命年月日は、離職前の当該階級任命年月日から離職期間を経過させた年月日とする。

(3) その他

その他必要な事項については別に示す。

7 その他

再任用の号俸は、防衛庁職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第1条又は第1条の2に定める号俸とする。

8 報 告

各地方総監は、再任用発令後15日以内に、別紙様式により再任用者を報告する。

関連文書：次発人1第17号(37.2.8)

添付書類：1 別紙様式

2 別 表

3 次発人1第17号(37.2.8)(所要の向きのみ。)

写送付先：陸上幕僚長

各方面総監

自衛隊各地方協力本部長

部内全般

別紙様式
発 簡 番 号
年 月 日

海 上 幕 僚 長 殿

〇 〇 地 方 総 監

再任用実施報告

任命年月日 . .

再任用階級	同号俸	氏 名 (生年月日)	特 技	再任用後の 曹任命年月日	元陸海 空の別	旧入隊年月日	退職年月日	退職時の階級 (昇任年月日)
		()						()
		()						()
		()						()
		()						()

注：再任用後の曹任命年月日は、再任用階級「海士長」である者を除く。

別 表

再任用階級		1 等海佐	2 等海佐	3 等海佐	1 等海尉	2 等海尉	3 等海尉	准海尉	海曹長	1 等海曹	2 曹海曹	3 等海曹	海士長
応 募 資 格	退職時の 階級	1 等陸佐	2 等陸佐	3 等陸佐	1 等陸尉	2 等陸尉	3 等陸尉	准陸尉	陸曹長	1 等陸曹	2 等陸曹	3 等陸曹	陸士長
		1 等海佐	2 等海佐	3 等海佐	1 等海尉	2 等海尉	3 等海尉	准海尉	海曹長	1 等海曹	2 等海曹	3 等海曹	海士長
		1 等空佐	2 等空佐	3 等空佐	1 等空尉	2 等空尉	3 等空尉	准空尉	空曹長	1 等空曹	2 等空曹	3 等空曹	空士長
	退職前の 自衛隊に おける勤 務期間	1 年以上※											
	採用予定 日におけ る年齢	5 2 歳未満									5 1 歳未満		3 4 歳 未満

※ 自衛官候補生から引き続き自衛官となった者にあつては、当該自衛官候補生としての勤務期間と自衛官としての勤務期間とを通算した期間が 1 年以上の者